

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	2022年3月29日
【会社名】	株式会社リベロ
【英訳名】	Livero Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鹿島 秀俊
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目8番8号NTT虎ノ門ビル3F
【電話番号】	03-6636-0300
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営管理本部長 横川 尚佳
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目8番8号NTT虎ノ門ビル3F
【電話番号】	03-6636-0300
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営管理本部長 横川 尚佳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年3月25日開催の当社第13回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年3月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、新たに「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、定款第12条第2項を追加するものであります。

バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主さまなど多くの株主さまが出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資すると考えております。

なお、当社は、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けており、定款第12条第2項にかかる定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。

株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

第2号議案 取締役4名選任の件

鹿島秀俊氏、横川尚佳氏、楠武史氏及び岡本泰彦氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

山本有未氏を監査役に選任するものであります。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬等の総額を年額200百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内)とし、役員賞与を含むものとするものであります。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬等の総額を年額30百万円以内とし、役員賞与を含むものとするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	47,452	26	-	(注)1	可決 99.95
第2号議案					
鹿島 秀俊	46,048	1,430	-		可決 96.99
横川 尚佳	46,829	649	-	(注)2	可決 98.63
楠 武史	46,822	656	-		可決 98.62
岡本 泰彦	46,787	691	-		可決 98.54
第3号議案					
山本 有未	47,444	34	-	(注)2	可決 99.93
第4号議案	47,435	43	-	(注)3	可決 99.91
第5号議案	47,444	34	-	(注)3	可決 99.93

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

以 上